

品確法の改正に伴う中部ブロック発注者協議会の取組について

細萱 智子¹

¹企画部 技術管理課 (〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1)

公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、品確法という）は、公共工事の品質確保を目的に平成17年に制定されている。中部ブロック発注者協議会は、品確法に基づき発注関係事務を適切に実施するため、国・特殊法人及び地方公共団体等の各発注者で組織されており、連携・支援により発注者間の協力体制を強化し、建設生産システムの上昇に関する施策の推進・強化を図っており、中部ブロックにおける公共工事の品質確保の推進に努めている。中部ブロック発注者協議会の取組状況を報告し、令和6年6月の品確法改正に伴う取組を紹介する。

キーワード 品確法改正、発注者協議会、生産性向上、担い手確保

1. 建設産業の現状

建設産業は、地域のインフラの整備・維持の担い手であると同時に国民生活の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、なくてはならない存在である。災害時には最前線での応急対応や地域の社会経済を支えるのみでなく地方創生にも貢献しており大きな役割を担っている。

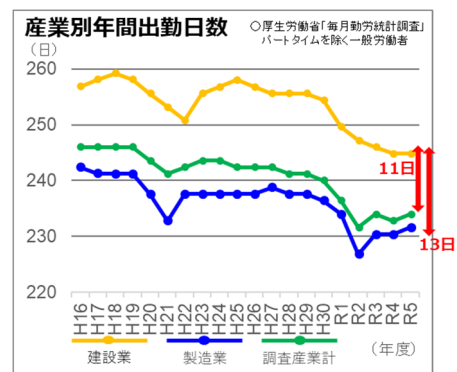
しかし、長時間労働が常態化する中、その是正のための『建設業の働き方改革の促進』や、現場の急速な高齢化と若者離れが深刻しているため、限りある人材の有効活用と若者の入職促進により将来の担い手を確保するための『建設現場の生産性の向上』、そして地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となっているので、今後も守り手として活躍し続けやすい環境整備のため『持続可能な事業環境の確保』が現下の建設産業の課題となっている。

2. 建設産業の現状の背景

(1) 建設業の労働状況

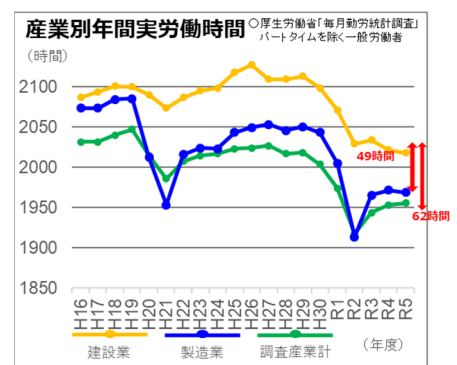
建設業の労働状況は、「産業別年間出勤日数」および「産業別年間実労働時間」によると、建設業の出勤日数は全産業と比べて11日多い。また、年間実労働時間も全産業と比べて62時間多い状況となっている。

建設業の休日の取得状況は、「建設業における平均的な休日の取得状況」によると建設業全体では「4週6休程度」の割合が多く、技術者・技能者ともに「4週8休（週休2日）」の確保ができていない。



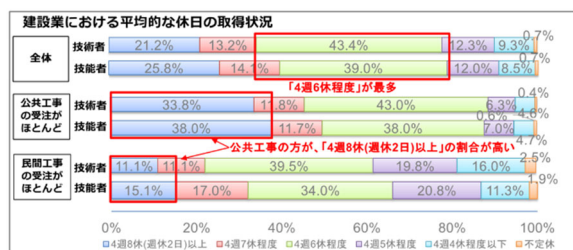
出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

図一 産業別年間出勤日数



出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

図二 産業別年間実労働時間



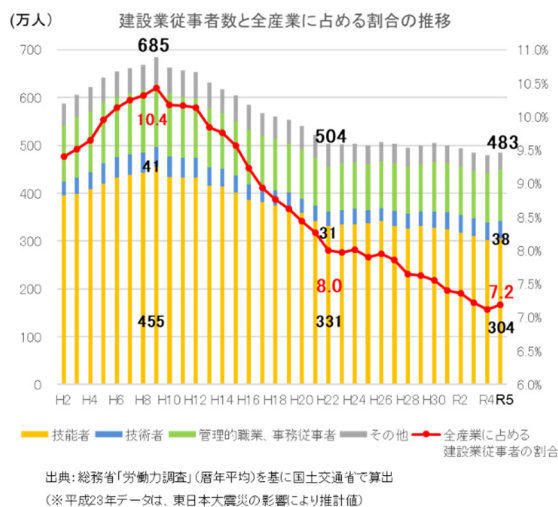
出典：国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」
(令和6年8月6日公表)

図一 建設業における平均的な休日の取得状況

建設業は、屋外作業が多くまた、建築工事等では土日の作業に限定される等、業界固有の特殊性はあるものの、他の産業と比べ労働時間の短縮や、休暇取得の確保が課題となっている。

(2) 建設業の就業者数

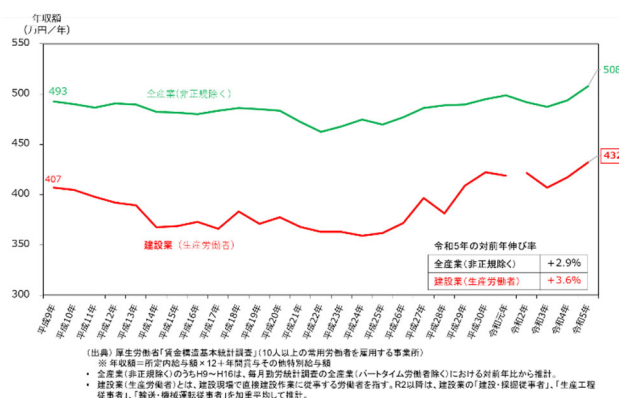
建設業の就業者は、55歳以上が33.6%、29歳以下が11.6%と高齢化が進行し、次世代への技術伝承が困難になっている。日本全体として少子高齢化や人口減少が進んでいく中で就業者数が減っていくのはやむを得ないのだが、全産業に占める建設業の就業者数割合は平成9年をピークに減少の一途をたどっており、将来的な担い手不足が深刻化している。



図一 建設業従事者数と全産業に占める割合の推移

(3) 建設業の賃金状況

近年、建設業の賃金は上昇傾向であり令和5年度において対前年伸び率は全産業より高い水準ではあるが、年収額は低い水準で留まっている。また、令和3年から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇により、建設資材価格が高騰し、高止まりが続いている状況である。この建設資材価格の高騰に伴う適切な価格転換を行わないと、労働賃金を圧迫することになり、労働者の処遇改善が一行に進まないという負の連鎖につながってしまう。



図一 賃金の推移(建設業と他産業との比較)

(4) 持続可能な事業環境の確保へ

労働時間が長い・休日が少ない・賃金が低いという現状では、建設業に魅力を持つ人が少ないことが現状である。建設業の活動を維持していくため担い手の確保・育成は喫緊の課題であり、建設業全体で現状を変えることが重要である。

人材不足が深刻さを増している現状の中、一人当たりの生産性を高め、付加価値を向上していくことができれば、現状の品質を落とすことなく、維持できるのではないかと考える。

3. 第三次・担い手3法(令和6年度改正)

公共工事の基本となる「公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下、品確法という)」は、平成17年に制定され、価格のみでなく品質を加味した総合評価を導入した。

平成26年においては、建設業法(昭和24年制定)と入契法(平成12年制定)を合わせ、3法を一体的に改正した。この法改正は、受注者が適正な利潤を確保できるようにすることや、公共工事に従事する人の賃金や労働条件・労働環境の改善を定めた。

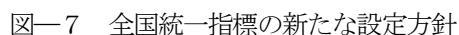
以降、担い手3法として一体に改正され続けていく。令和元年において、「新・担い手3法」として働き方改革をキーワードに、元請は下請が利潤・工期を確保できる発注をすることが求められた。

令和6年においては、「第三次・担い手3法」として担い手の休日・賃金の確保や、地域建設業等の維持について新たに定められた。令和6年は、建設業にも労働基準法の時間外労働規制が適用された年でもあり、インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業がその役割を果たし続けられるように、担い手の確保に力を入れ、生産性向上を求め、さらに災害対応も含めた地域建設業等の維持や発注体制の強化を目指している。今後、人口が減少し、生産年齢人口も減少する社会であることは揺るぎないため、より限られた人材で今と同じ生産高を確

第三次・担い手 3 法（令和 6 年改正）の全体像			
インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、 担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、担い手 3 法を改正			
	国公立 地方公立	国公立 地方公立 建設業法	東部建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	● 資金支払いの実際の把握、必要な施策 ● 能力に応じた仕事 ● 多様な人材の雇用管理の改善	● 標準労働費の確保と行き渡り ● 建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費の 引寄せ防止)	● スライド条項の適切な活用（変更契約）	● 資材高騰分等の転嫁円滑化 － 契約書記載事項 － 受注者の申し出、誠実協議
	働き方改革 環境整備	● 休日確保の促進 ● 学校との連携・広報 ● 害害等の特別な事象を踏まえた予定価格 － 測量資格の柔軟化（環境法改正）	● 工期変更の防止の強化 ● 工期変更の円滑化
生産性向上	● I C T 活用（データ活用・データ連携） ● 新技術の予定価格への反映・活用 ● 技術開発の推進		● I C T 指針、現場管理の効率化 ● 現場技術者の配置合理化
	地域における 地域建設業等の 維持 公共発注 体制強化	● 適切な入札条件等による発注 ● 災害対応力の強化（J V 方式・労務保険加入） ● 発注担当職員への育成 ● 広域的な維持管理 ● 国広の助言・管理（入札改正案）	(参考) ● 公共工事品質確保法等の改正 ● 公共工事対策法により、より取組を促進（トップアツク、簿持の普及（賃金、業務確保） ● 建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ● 配賦工事を含め最低単価の底上げ（ホムマップ、提携的労務法）

图—6 第三次・担い手3法 改正概要

改正品確法の第 2 4 条に基づき、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、国土交通省は発注者共通の指針として、「発注関係事務の運用に関する指針（以下、運用指針という）」の策定に取り組み、令和 7 年 2 月 3 日に関係省庁申し合わせにより改正された。この運用指針では、各発注者が発注関係事務の各段階で取り組むべき事項として、「必ず実施すべき事項」や「実施につとめるべき事項」が体系的にとりまとめられている。また運用指針では、国は発注関係事務が適切に実施されているかについて、発注者への事務負担に配慮しつつ、毎年調査を行い、結果をとりまとめて公表することになっている。



- ①地域平準化率（施工時期の平準化）
- ②週休２日対象工事の実施状況（適正な工期設定）
- ③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

【業務】

④地域平準化率（履行期限の分散）

⑤低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

①②については設定が一部修正され、⑤については対象が県・政令市から県・市町村へと変更された。

第三次・全国統一指標

国土交通省

工事

①地域平準化率（閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット）
国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率（閑散期のボトムアップ・繁忙期のピークカット）
（地域ブロック単位・県域単位で公表）

②週休2日の達成状況（休日の確保）
国等・都道府県・政令市の発注工事の実働の週休2日の達成状況（4週8休以上達成状況）
（地域ブロック単位・県域単位で公表）

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）
都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
（県域単位で公表）

測量、調査及び設計（業務）

①地域平準化率（履行期限の分散）
国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合（地域ブロック単位・県域単位で公表）

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）
都道府県・市区町村の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
（県域単位で公表）

出典：国土交通省報道発表「品確法の改正を踏まえた公共工事等

の発注関係事務に関する「第三次・全国統一指標」を決定

（R7.6.24公表）

図—8 第三次・全国統一指標

①の施工時期の平準化は、年間の工事量の偏りを解消し年間を通した工事量が安定することで人材、機材等の効率的な配置と活用が図られ、生産性の向上と労働環境の改善に寄与する取組である。平準化率0.80を目標に全国で取り組んでいるが、中部ブロックは全国でワースト1（R5）である。この状況を改善し、取組をより強力に推進するため、年度末に集中している繰越手続きの時期が分散されるように財務省東海財務局に会議で講演をしてもらったり、また、国や県が市町村に取組の主旨を理解してもらうため個別ヒアリングをする際には、発注担当課のほか財政担当課にも同席してもらい、横の連携が広がるようにしている。県・市町村は、早期に繰越の議会承認を得るため開催時期を早めたり、繰越枠を年度当初から設けたりと工夫し、少しずつであるが、平準化率は上がってきている。しかし、まだ主旨を理解いただけていない市町村もあり、担い手確保に向けた取組を自分事ととらえてもらうためにも、根気よく取組推進を続けていくことが重要である。第三次・全国統一指標から閑散期（4～6月期）のボトムアップだけでなく、繁忙期のピークカットも併せて推進していくことになった。ピークカットとは、通常繁忙期である1～3月期における公共工事の稼働状況を年度平均と比較した指標で、1.00に近づくよう進めることになる。閑散期と繁忙期を指標として目標達成のため取組を推進する。

②の週休2日対象工事の実施状況は、0.29（R2）から0.72（R6）となり取組が進んだ。取組当初は、地元業者が週休2日を求めている等と言われてきたが、処遇改善について理解いただき、徐々に取り

組んでいこうという風潮になってきていると感じている。指標の数値は、公告時に週休2日対象工事として設定した場合に評価するものであったが、第三次・全国統一指標からは実際に週休2日を達成した場合に評価するため、引き続き、週休2日の取組みの推進に取り組んでいく。

7. 生産性向上をキーワードに（中部独自指標）

令和元年の品確法改正時に策定した中部独自指標は、10項目あり、多岐にわたっていたことから、各県が重点に考えている項目に統一性が感じられなかったため、R7年度からの第三次指標は、同じビジョンを持つことが重要と考え、キーワードを持たせることにした。運用指針に定める取組項目は数多くどれも重要であることは承知しているが、中部独自指標は、『生産性の向上』をキーワードにすることを提案中である。I-Constructin2.0の推進において、担い手確保の観点から、デジタル技術を最大限活用し、少ない人数で、安全に、快適な環境で働く生産性の高い建設現場の実現がもてめられており、建設現場で働く一人ひとりの生産量や付加価値を向上することで、インフラを守り続けられると考えたからである。

【工事】

①建設ICTの導入状況（継続）

②受発注者間の情報の共有状況（継続）

③工期の設定（継続）

【業務】

④受発注者間の情報の共有状況（新規）

①建設ICTの導入状況は、発注規模が小さい市町村では活用事例はほぼないことが実態ではあるが、市町村発注の工事において建設ICTは少しずつではあるが使用されていることを確認し、また、受注者からICT施工を希望する事例が見受けられた。建設ICTを活用するという観点で発注者側が門戸を閉じてしまわないように、全ての機関がICT活用のための実施要領の整備を目標とした。

②④受発注者間の情報の共有状況は一番わかりやすい事例でいうと、ASPの活用である。受発注者間が同じ情報を共有することができ、かつ成果品のデータ引継ぎも容易になるというメリットがある。ASPの他に共有クラウドの活用もASPと同様の機能を有していることが確認できれば取組として認めるものとするが、電子メールによる受発注者間の情報共有は、データの引継ぎがうまく連携していないという観点で推奨しないことを考えている。

また生産性向上のキーワードには寄与しないが、③適切な工期の設定の指標を継続することにした。週休2日の実施状況の指標が、公告時の設定件数から実際の達成件数に変わるため、適切な工期の設定が更に重要になっ

なお、中部独自指標は、令和7年11月に開催予定の中部ブロック発注者協議会で審議する予定である。

出典：中部地方整備局「令和7年度中部ブロック発注者協議会(幹事会)資料」

運用指針と中部ブロック発注者協議会取組指標【業務】 中部ブロック発注者協議会

出典：中部地方整備局「令和7年度中部ブロック発注者協議会(幹事会)資料」

8. 推進会議の重要性

理解していただくため国・県がピンポイントで市町村と話し合いの場を設け、意見交換を交わしている。この場では、ヒアリング訪問をする市町村の自己評価結果を踏まえ、県から具体的な改善の提案を示している。市町村からは、「自分の市町村の立ち位置を目のあたりすることが出来た。何が課題で何をしたら良いのか正直分かっていなかった。」と好評の声をいただいている。地道な努力ではあるが、毎年、少しずつでも取組指標の実績値が伸びているのは、県・市町村の努力であることに違いないので、関係者へ感謝を申し上げる。



図—1 1 中部ブロック発注者協議会（組織構成）

9. 今後の方針

「給与よく、休みがあり、希望が持てて、かついい」
新4Kの魅力的な建設業になるように、今後も中部ブロック発注者協議会は、公共工事の品質確保を維持し、建設産業の労働環境改善を訴え、人口減少に歯止めがかからないことに対応するため生産性向上に向け、国等機関や地方公共団体と連携して取組みを進めていく。